

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十三号

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項中「別表第一の二十五の項54」を「別表第一の二十五の項60」に改める。

附 則

この規則は、令和二年八月一日から施行する。